

患者等搬送事業とは

「救急車を呼ぶほどの緊急性はないが、ストレッチャーや車椅子に乗ったままの状態での病院の受診、入退院や転院、社会福祉施設などへの送迎をしてほしい。」といった場合に、住民の皆様へ安心・安全な移動手段を提供する民間の患者移送サービスをいいます。

※緊急走行不可（赤色灯やサイレンは搭載していません）

※利用は有料です。

患者等搬送事業の認定について

鳥栖・三養基地区消防本部では、管内の患者搬送業務を行う事業所のうち、一定の基準を満たした事業所に対し、認定を行っています。認定審査基準は、車両及び資器材、乗務員資格、その他患者搬送に必要な事項を定めています。



認定車両には認定表示シールが貼られています



事業所名	住所・連絡先	WEBサイトURL
民間救急あかり24 佐賀営業所	みやき町大字寄人330番地6 0942-96-5800	http://akari24.jp

問合せ先 鳥栖・三養基地区消防本部 警防課 救急室
0942-83-7995